

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「前項」の次に「及び附則第47条」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定された日までに申請書を提出しなかったことについて、災害その他やむを得ない事情があると広域連合長が認める場合は、この限りでない。

第18条第3項中「第1項」の次に「及び附則第47条」を加える。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

第47条 広域連合長は、第18条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認めるものについて、令和元年度及び令和2年度の保険料を減免することができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯

の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の著しい減少が見込まれる者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）附則第47条の規定は、令和2年2月1日以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料について適用する。